

看 第 26 号  
平成11年 6月16日

各都道府県  
看護主管部長 殿

厚生省健康政策局  
看護課長

### 看護婦等養成所運営費補助金の算定方法について

標記補助金については、看護職員確保対策の一環として、看護教育の向上を図るため、看護婦等養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の一部を予算の範囲内で補助しているところである。

その取扱いについては、「医療関係者養成確保対策費等及び医療関係者研修費等の国庫補助について」（平成10年10月5日厚生省発健政第194号厚生事務次官通知）の別紙「医療関係者養成確保対策費等補助金及び医療関係者研修費等補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行われているところであり、その養成所ごとの算定方法は、以下のとおりとなっている。

- 1 交付要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

この度、会計検査院から「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等について、その計上すべき範囲の明記など取扱方法を示し、補助事業者である都道府県に対する周知徹底等について指摘があり、今般、別紙のとおり「看護婦等養成所運営費補助金に係る「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等の取扱いについて」を定め、平成12年度国庫補助申請から適用することとしたので通知する。

この通知に関連して、交付要綱の一部を改正する予定であるので、ご承知おき願いたい。

なお、本通知に基づいた改善措置等については、貴職の平成11年度からの取り組みを妨げるものではない。

貴職におかれでは、別紙を参考として、管内の国庫補助対象となり得る看護婦等養成所の設置者に周知を図るとともに、事業実績報告書等の審査・確認に当たっては、歳入歳出決算書等の提出と併せて総事業費及び寄付金その他の収入額に計上した科目及び金額を整理した算出内訳等の徴求や現地確認を実施するなど、国庫補助金に係る事務の適正化に努められたい。

## 別紙

看護婦等養成所運営費補助金に係る「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等の取扱いについて

### ○ 「総事業費」

養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の総支出額であること。

従って、施設費（工事費、大規模各所修繕費、減価償却費、引当金、設計事務費等）及び土地取得に係る経費（引当金を含む。）は除外する。

また、他の国庫補助事業（受託事業等を含む。）に要する事業費は別途経理すること。

### ○ 「寄付金その他の収入額」

#### 1 寄付金

間接補助事業者が営利を目的としない法人である特殊性を考慮し、法令に別段の定めがない限りこれら法人に対する寄付金は、間接補助事業に指定するものであってもここにいう寄付金とみなさないものであること。

#### 2 その他の収入

施設整備に伴う収入（工事費補助金、施設処分収入等）以外の養成所の経常的な運営に関連する一切の収入が該当するものであること。従って学生の納付する入学金、授業料及び他団体（病院等）からの養成委託費等は、控除すべき他の収入として計上する。

ただし、他の国庫補助事業に係る補助金収入は、別途経理すること。

#### 3 市町村等の地方単独事業による補助金収入

市町村等の地方単独事業による補助金収入については計上しない。

### ○ 看護婦等養成所の設置主体については、学校法人、医療法人、財団法人等多岐に及んでおり各々会計規程が定められていると認識している。

本通知によって、設置主体が現在活用している会計規程を変更するというものではない。

### ○ 別添「看護婦等養成所運営費補助金の算出に当たっての留意事項」については、補助金の交付申請及び実績報告に当たり、計上すべき科目や金額等について、学校法人会計基準の資金収支計算書を基にして、基本的な考え方を示したものである。

### ○ 各都道府県におかれては、これを参考として、間接補助事業者である養成所の設置者に対し、必要な書類の徴求や提出された書類の審査・確認並びに現地調査等による指導をお願いする。

また、間接補助事業者から提出される歳入歳出決算書等については、その精度を高めるよう併せて指導方をお願いする。

### ○ なお、本「留意事項」については、平成12年度交付申請から適用する。

(別添)

### 看護婦等養成所運営費補助金の算出に当たっての留意事項

#### ◎ 収入の部（寄付金その他の収入額の基本的な考え方）

##### 1 大科目 学生生徒納付金収入 小科目 施設設備資金収入

- 過去若しくは将来的な施設整備に係る借入金の返済若しくは積立金を目的としたものについては、計上する必要はない。
- 耐用年数に応じた教育機器等の更新若しくは養成を目的とした教育機器等の充実整備を目的としたものについては、計上する。
- 入学金、授業料及び施設設備資金料については、各養成所学則等において、記載や目的が明確でないものが存在するのが現状であり、事業計画策定期階で確認しておくことが必要となる。
  - ・ 学則において明示することが望ましいところであるが、事務量の増加を踏まえ、細則等の活用により、整理する。

##### 2 大科目 資産運用収入 小科目 受取利息・配当金収入

- 学生納付金等の預金など直接養成所運営に係るものについては、計上する。
- 法人本部所有資産等に係るもので、養成所運営に関しないものについては、計上する必要はない。

##### 3 大科目 資産売却収入

- 原則として、計上する必要はない。

##### 4 大科目 事業収入 小科目 補助活動

- 養成所運営のうえで必要な補助活動によるものについては、計上する。

##### 5 大科目 借入金等収入

- 施設整備を目的としたものについては、計上する必要はない。

##### 6 大科目 前受金収入 小科目 施設設備資金前受金収入

- 将来的な施設整備に係る積立金を目的としたものについては、計上する必要はない。

##### 7 大科目 その他の収入

- 養成所運営のうえで、経常的な費用に充てるものについては、計上する。

##### 8 その他

- 養成所運営のうえで、経常的な設置者負担額については、計上する。
- 特段の記載がない経費については、本通知を踏まえ処理する。

◎ 支出の部（総事業費の基本的な考え方）

1 大科目 借入金等利息支出

○ 過去若しくは将来的な施設整備に係る長期借入金に対するものについては、計上しない。

2 大科目 借入金等返済支出

○ 過去若しくは将来的な施設整備に係る長期借入金に対するものについては、計上しない。

3 大科目 施設関係支出

○ 養成所運営のうえで、緊急的に必要な補修等に係るものについては、計上してもよい。

4 大科目 資産運用支出

○ 養成所運営のうえで、人件費に必要な引当金については、計上してもよい。

5 大科目 その他の支出

○ 養成所運営のうえで、経常的に必要なものについては、計上してもよい。

6 大項目 次年度繰越支払資金

○ 次年度へ繰越して費用に充てる資金については、計上しない。

7 その他

○ 人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、設備関係支出は、計上してもよい。

ただし、養成所運営のうえで、非経常的なもの及び他の国庫補助事業に計上されるものを除く。

○ 決算時には、予備費は、計上しない。

○ 特段の記載がない経費については、本通知を踏まえ処理する。

◎ 複数の教育課程あるいは養成所・学校を設置している場合の事業費（支出・収入）の按分方法

○ 生徒数、教員数、課程数、カリキュラムに基づく時間数及び教室面積等を活用し、論理的な根拠に基づいた方法により、事業費（支出・収入）の按分を行う。

(参考)

## 看護師等養成所運営費補助金の算定時に係る「総事業費」

(基本的な考え方)

総 事 業 費		備 考
	計上するもの	
・人件費支出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 法定福利費 退職金支出	・「総事業費」について 養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の総支出額であること。 従って、施設費(工事費、大規模各所修繕費、減価償却費、引当金、設計委託費等)及び土地取得に係る経費(引当金を含む。)に要する事業費は計上せず、別途経理すること。
・研究教育経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 生徒教材費支出 臨床実習経費支出	
・管理経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出	
・借入金等利息支出		○ 過去若しくは将来的な施設整備に係る長期借入金に対するものについては、計上しない。
・借入金等返済支出		
・施設関係支出	修繕費	○ 養成所運営のうえで、緊急的に必要な補修等に係るものについては、計上する。
・設備関係支出	教育研究用機器備品支出 図書支出	
・資産運用支出	退職金引当支出	○ 養成所運営のうえで、人件費に必要な引当金については、計上する。
・その他の支出	交際費 広告宣伝費 賃借料 保険料 租税公課 前期未払金支出	○ 養成所運営のうえで、経常的に必要なものについては、計上する。
・次年度繰越支払資金		○ 次年度に繰越して費用に充てる資金については、計上しない。
・予備費		

※ 平成11年6月16日付看護課長通知(看第26号)「看護婦等養成所運営費補助金の算定について」の取扱いにより作成。

(参考)

## 看護師等養成所運営費補助金の算定時に係る「寄付金その他の収入額」

(基本的な考え方)

寄付金その他の収入額		備考	
	計上するもの		
・学生生徒納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実習料収入	施設設備資金収入	○ 過去若しくは将来的な施設整備に係る借入金の返済若しくは積立金を目的としたものについては計上しない。
・手数料収入	入学検定料収入 証明手数料収入		
・寄付金収入		寄付金収入	
・補助金収入		県運営費補助金	○ 運営補助金収入は計上しない。
・資産運用収入	受取利息・配当金収入 施設設備利用料収入		○ 学生納付金等の預金など直接養成所運営に係るものについては、計上する。
・資産売却収入		資産売却収入	
・事業収入	補助活動収入 受託事業収入		
・雑収入	雑収入		
・借受金等収入		借受金等収入	○ 施設整備を目的としたものについては、計上しない。
・前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入	施設設備資金前受金収入	○ 将来的な施設設備に係る積立金を目的としたものについては、計上しない。
・その他の収入	退職給与引当戻入 前期末未収入金収入	奨学金返還金 本部からの繰入金 ※年間定額でもらっている場合は計上する。 赤字補填の場合は、計上しない。	○ 養成所運営のうえで、経常的な費用に充てるものについては計上する。
・資金収入調整勘定	期末未収入金 前期末前受金		
・前期繰入金		前期繰入金	

※ 平成11年6月16日付看護課長通知(看第26号)「看護婦等養成所運営費補助金の算定について」の取扱いにより作成。